

倉吉市地域公共交通利便増進実施計画

【概要版】

令和8年1月策定

倉吉市

- 目次 -

第1章 計画概要.....	1
1-1 計画策定の目的.....	1
1-2 計画の位置付け.....	1
1-3 実施区域.....	1
1-4 計画の期間.....	1
第2章 利便増進事業の内容・実施主体.....	1
2-1 利便増進事業の方向性.....	1
2-2 利便増進事業の全体像.....	2
2-3 利便増進事業の内容.....	3
【事業1】打吹つながるモビリティ（U-MO）の路線再編等.....	3
事業1-1 グリーンスローモビリティの運行内容の見直し.....	3
【事業2】関金地区における路線再編等.....	3
事業2-1 乗合タクシーの運行内容の見直し.....	3
事業2-2 路線バスの運行内容の見直し.....	3
2-4 今後、検討・調整を進める利便増進事業の候補（候補事業）.....	4
第3章 倉吉市の支援の内容.....	5
第4章 事業実施に必要な資金の額・調達方法.....	5
第5章 事業の効果.....	6

第1章 計画概要

1-1 計画策定の目的

「倉吉市地域公共交通利便増進実施計画（以下「本計画」という。）」は、倉吉市における「鳥取県中部地域公共交通計画」（令和7年3月策定（令和8年1月改定））の実現に向けて、関係者が連携・協力し、かつ公的負担による維持・確保が必要な路線に対して、国の地域公共交通確保維持改善事業費や県の支援事業等も十分に活用しながら、計画的かつ着実に地域公共交通の見直し・再編等を推進するための計画です。

1-2 計画の位置付け

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、「鳥取県中部地域公共交通計画」の施策のうち、倉吉市に関連する施策を実現するための実施計画です。

1-3 実施区域

本計画の実施区域は、「鳥取県中部地域公共交通計画」の計画区域（鳥取県中部地域（倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町））のうち、倉吉市の全域とします。

1-4 計画の期間

本計画の期間は、「鳥取県中部地域公共交通計画」の計画期間に合わせ、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第2章 利便増進事業の内容・実施主体

2-1 利便増進事業の方向性

本計画では、「鳥取県中部地域公共交通計画」で設定された基本方針・基本目標や目指す公共交通ネットワークの実現に向けて、いくつかの事業を利便増進事業として位置付け、計画的かつ着実に取組を進めます。

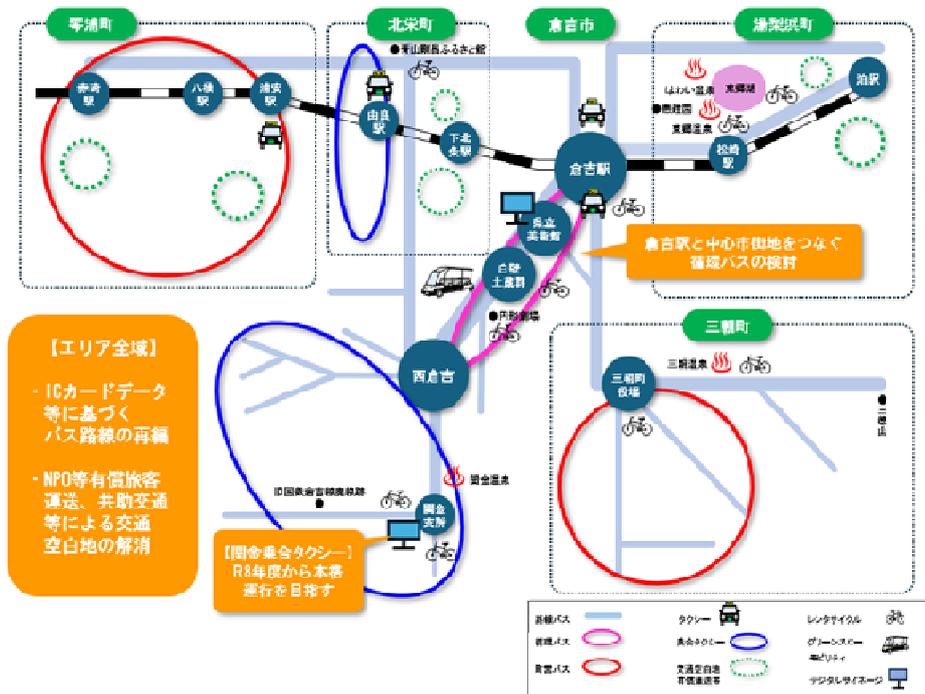


図1 鳥取県中部地域公共交通計画で目指す中部地域の公共交通ネットワークの全体イメージ
 （「鳥取県中部地域公共交通計画」より）

2-2 利便増進事業の全体像

利便増進事業の全体像は下表のとおりです。

なお、現段階で交通事業者、地域住民その他関係者等（以下「地域関係者等」という。）と調整が整っていない事業・取組を、本計画で「今後、検討・調整を進める利便増進事業の候補（以下「候補事業」という。）」として設定し、今後、地域関係者等と検討・協議を進め、調整が整った段階で「利便増進事業」に位置付けて事業を進めていくこととします。

また、現段階では、本計画に定めのない事業についても、必要に応じて新たに候補事業に追加して、地域関係者等との検討・協議を経て利便増進事業として進めていきます。

表 1 利便増進事業（候補事業を含む）の全体像

事業	利便性向上に資する取組	実施主体	利便増進事業・候補事業の別	事業実施時期
【事業1】 打吹つながる モビリティ (U-MO) の路線再編等	1-1 グリーンスローモビリティ の運行内容の見直し	・倉吉市 ・打吹つながるモビリティ 運営協議会 ・日ノ丸ハイヤー(株)	利便増進 事業	令和8年3月
	1-2 琴櫻・赤瓦観光駐車場周辺に おける乗継・待合環境の改善	・倉吉市 ・打吹つながるモビリティ 運営協議会 ・その他の関係機関・団体	候補事業	令和9年度 以降
【事業2】 関金地区における 路線再編等	2-1 乗合タクシーの運行内容の 見直し	・倉吉市 ・関金地区共助交通運営 協議会	利便増進 事業	令和8年4月
	2-2 路線バスの運行内容の 見直し	・倉吉市 ・日本交通(株)	利便増進 事業	令和8年10月
	2-3 関金庁舎における乗継・待合 環境の改善	・倉吉市 ・その他の関係機関・団体	候補事業	令和9年度 以降
【事業3】 北谷地区・高城地区 における路線再編等	3-1 乗合タクシーの拡充等	・倉吉市 ・日ノ丸ハイヤー(株) ・NPO たかしろ	候補事業	令和11年度 以降
	3-2 乗合タクシーの拡充等 に伴うバス路線の再編	・倉吉市 ・日ノ丸自動車(株)	候補事業	令和11年度 以降
【事業4】 循環バス導入と これに伴う路線再編	4-1 倉吉駅～新たな交通結節点 (西倉吉)を結ぶ循環バスの導入	・倉吉市 ・日本交通(株) ・日ノ丸自動車(株)	候補事業	令和12年度 以降
	4-2 循環バスの導入に伴う バス路線の再編	・倉吉市 ・日本交通(株) ・日ノ丸自動車(株)	候補事業	令和12年度 以降
【事業5】 新たな交通結節点（西倉吉）の整備		・倉吉市 ・その他の関係機関・団体	候補事業	令和10年度 以降
【事業6】 その他、利用促進や 利用環境改善等に 関する事業	6-1 乗合タクシー等への キャッシュレス決済の導入	・倉吉市 ・その他の関係機関・団体	候補事業	令和9年度 以降
	6-2 乗継拠点等での デジタルサイネージの設置	・倉吉市 ・その他の関係機関・団体	候補事業	令和9年度 以降
	6-3 主要バス停の待合環境の改善	・倉吉市 ・その他の関係機関・団体	候補事業	令和10年度 以降
	6-4 ドライバーの待機・休憩 環境の改善	・倉吉市 ・その他の関係機関・団体	候補事業	令和11年度 以降

2-3 利便増進事業の内容

【事業1】打吹つながるモビリティ（U-MO）の路線再編等

事業1-1 グリーンスローモビリティの運行内容の見直し

倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区（倉吉白壁土蔵群）を中心とした「周遊滞在エリア」の一部である打吹エリア（成徳地区・明倫地区）において、令和7年7月から本格運行を開始したグリーンスローモビリティについて、利用実態や利用者のニーズ・意見等を反映し、運行内容（ルート、ダイヤ、運賃）の変更を行い、更なる利便性の向上を図ります。



【事業2】関金地区における路線再編等

事業2-1 乗合タクシーの運行内容の見直し

関金地区では、高齢化が進む中で、高齢者の買い物支援や移動手段の確保が課題であり、一方で、地域内を運行する路線バスは利用が低迷し、行政負担の増加が深刻化していることから、住民の利便性を向上させながら、持続可能な輸送サービスに改善することが求められています。

このため、令和6年10月から乗合タクシーの実証運行を開始するとともに、併せて、路線バスのルート、ダイヤ等の運行内容の見直しを行い、それまでは近くにバス停がなく、交通空白であったエリアも含めて関金地区全体で公共交通を利用できるようにすることを目指し、様々な運賃形態や運送事業の種類を検討・試行してきました。

その結果を受けて、令和8年4月から乗合タクシーの本格運行を開始するにあたり、持続性の高い運行形態で、利用者ニーズに即した運行を行うため、運送事業の形態や運行事業者、料金プランの見直しを行います。



事業2-2 路線バスの運行内容の見直し

先述のとおり、関金地区では、高齢化が進む中で、高齢者の買い物支援や移動手段の確保のため、令和6年10月から乗合タクシーの実証運行を開始するとともに、併せて、利用が低迷し、行政負担の増加が深刻化している路線バスについても、朝夕の通学時間帯を除いて、日中の便は関金庁舎前までの運行に短縮するなど、運行内容の見直しを行ってきました。

その結果を受けて、令和8年4月からの乗合タクシーの本格運行の開始に対応して、令和8年10月から、路線バスについても、見直し後の各便の利用状況やドライバーのシフト・待機時間等を考慮した効率的で持続性の高い運行を行うため、ダイヤ・運行回数の更なる見直しを行います。



2-4 今後、検討・調整を進める利便増進事業の候補（候補事業）

今後、引き続き、地域関係者等と具体的な検討・協議を行い、調整が整った段階で利便増進事業として位置付け、事業を実施する予定としている候補事業は以下のとおりです。

表 2 今後、検討・調整を進める利便増進事業の候補（候補事業）

事業	利便性向上に資する取組	概要
【事業1】 打吹つながる モビリティ（U-MO） の路線再編等	1-1 グリーンスローモビリティ の運行内容の見直し	〈利便増進事業として事業実施〉
	1-2 琴櫻・赤瓦観光駐車場周辺に おける乗継・待合環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ■ グリーンスローモビリティの専用乗り場の整備 ■ 待合スペースの整備 ■ 琴櫻・赤瓦観光駐車場の運用方法の変更
【事業2】 関金地区における 路線再編等	2-1 乗合タクシーの運行内容の 見直し	〈利便増進事業として事業実施〉
	2-2 路線バスの運行内容の見直し	〈利便増進事業として事業実施〉
	2-3 関金庁舎における乗継・待合 環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ■ 待合スペースの整備 ■ オペレーター受付の整備 ■ ドライバー待機スペースの整備 ■ デジタルサイネージの設置 ■ バス転回場所の整備
【事業3】 北谷地区・高城地区 における路線再編等	3-1 乗合タクシーの拡充等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 乗合タクシーの拡充 ■ 関金地区の AI 配車システム等を活用した運営の 効率化
	3-2 乗合タクシーの拡充等 に伴うバス路線の再編	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運行区間の短縮
【事業4】 循環バス導入と これに伴う路線再編	4-1 倉吉駅～新たな交通結節点 (西倉吉)を結ぶ循環バスの導入	<ul style="list-style-type: none"> ■ うつぶきループバスを拡大した循環バスの新設
	4-2 循環バスの導入に伴う バス路線の再編	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな交通結節点（西倉吉）での幹線・支線分割
【事業5】 新たな交通結節点（西倉吉）の整備		<ul style="list-style-type: none"> ■ 幹線・支線別のバス乗り場の整備 ■ 待合スペースの整備 ■ トイレの整備 ■ ドライバー待機スペースの整備 ■ デジタルサイネージの整備
【事業6】 その他、利用促進や 利用環境改善等に 関する事業	6-1 乗合タクシー等への キャッシュレス決済の導入	<ul style="list-style-type: none"> ■ 乗合タクシーやグリーンスローモビリティへの 交通系 IC カードの導入 ■ 乗降データの活用
	6-2 乗継拠点等での デジタルサイネージの設置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県立美術館への設置
	6-3 主要バス停の待合環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ■ 待合環境の改善
	6-4 ドライバーの待機・休憩 環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生田車庫の待機・休憩環境の改善 ■ 中山間地域における路線バス待機場の改善

第3章 倉吉市の支援の内容

(1) 地域公共交通の維持・確保の支援

地域住民の日常生活や観光客等の来訪者の回遊を支える移動手段を維持・確保するため、「鳥取県中部地域公共交通協議会」と連携して「鳥取県中部地域公共交通計画」に基づく事業を計画的に進めるとともに、公的負担による維持・確保が必要な路線に対して、国の地域公共交通確保維持改善事業費や県の支援事業等も活用しながら、市が財政的な支援を行います。

(2) 新たな地域内交通の導入・充実に対する支援

公共交通空白地の対応や需要規模の小さい地域での路線バスの効率化、また、観光施設への移動手段の充実等のための新たな地域内公共交通の導入・充実を進めるに際しては、地域住民等への事業説明はもとより、意見交換や調整を行い、より利便性・効率性の高い輸送サービスを実現します。

また、交通事業者等との連携・協働により、適切な輸送サービスを整え、利用促進のための工夫や移動需要に即したサービスへの改善を進めるとともに、公的負担による維持・確保が必要な輸送サービスに対して、国の地域公共交通確保維持改善事業費や県の支援事業等も活用しながら、市が財政的な支援を行います。

第4章 事業実施に必要な資金の額・調達方法

本計画に基づき実施する地域公共交通利便増進事業に関して、必要な資金の額及び調達方法は以下のとおりです。

表3 事業実施に必要な資金の額・調達方法

事業		事業費		調達方法
		総事業費	内訳	
【事業1】 打吹つながる モビリティ (U-MO) の路線再編等	1-1 グリーンスロー モビリティの 運行内容の見直し	2,670 千円	210 千円	運賃収入
			2,460 千円	市補助
【事業2】 関金地区における 路線再編等	2-1 乗合タクシーの 運行内容の見直し	6,240 千円	390 千円	運賃収入
			1,465 千円	市補助
			1,465 千円	県補助
			2,920 千円	国補助 <※1>
	2-2 路線バスの 運行内容の見直し	76,420 千円	31,950 千円	経常収入
280 千円			交通事業者負担	
19,180 千円			市補助	
17,360 千円			県補助	
7,650 千円			国補助 <※2>	

<※1> 地域公共交通確保維持改善事業補助金（地域内フィーダー系統）を活用、補助率は1/2と想定

<※2> 地域公共交通確保維持改善事業補助金（地域間幹線系統）を想定

第5章 事業の効果

本計画に基づく利便増進事業の効果と「鳥取県中部地域公共交通計画」で位置付けられた目標及び評価指標との関連は以下に示すとおりです。いずれの事業も「鳥取県中部地域公共交通計画」が掲げる目標の達成に向け、直接的または間接的に寄与する事業となっています。

利便増進事業の実施により期待される効果として、「鳥取県中部地域公共交通計画」で定める評価指標（標準指標）に係る効果に加え、標準指標以外の効果についても整理しています。

表4 利便増進事業による効果（地域公共交通計画の目標・評価指標との関連）

【利便増進事業】		「鳥取県中部地域公共交通計画」の目標と評価指標			
		目標			
		①バス路線の効率化		⑤観光移動環境の充実	
		②多様な運行の担い手確保		⑥誰もが使いやすい公共交通の環境整備	
		③地域内交通の充実		⑦公共交通と他分野の共創	
④快適な通学環境の整備		⑧交通DX・GXの推進と公共交通利用促進			
		評価指標1	評価指標2	評価指標3	評価指標4
		[関連目標] ①④⑤⑧	[関連目標] ①③④⑤⑥⑦⑧	[関連目標] ①～⑧全て	[関連目標] ①⑧
		路線バスの 収支率	住民一人当りの 民間路線バス・ 鉄道・タクシー の年間利用回数	公共交通体系 維持に係る 公的資金投入額	路線バスの キャッシュレス 決済比率
●：効果の発現が期待される事業 ○：間接的に効果の発現に寄与する事業					
【事業1】 打吹つながる モビリティ (U-MO) の路線再編等	1-1 グリーンスロー モビリティの 運行内容の見直し	○	○	○	-
【事業2】 関金地区における 路線再編等	2-1 乗合タクシーの 運行内容の見直し	○	●	●	-
	2-2 路線バスの 運行内容の見直し	●	●	●	-